

【補註 11】蘇摩国

[0] 漢訳の原始仏教聖典には美麗なる陶器製の鉢を産する蘇摩という地名が記されている。そのほか修摩とか芻摩、蘇彌、速摩などの同一の地名を表すとも考えられる地名も見いだされる。また蘇摩あるいは速摩が十六大国として数えられている。しかしながらパーリ聖典にはこのような鉢の記述はないし、蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などに相応すると思われる地名も見いだされない。

そこで本稿では、

- (1) 各種の漢訳聖典に現れる蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などの地名は、同一の地名を表すのか、それとも異なる地名なのか。
- (2) それらはどのような規模の地名を表すのか。
- (3) それらは地理的にどのようなところにあったのか。
- (4) なぜパーリ聖典にこれらに相応する地名が現れないのか。

などを検討する。

[1] 上記の蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などの地名は次の4つの文脈の中に現れる。1つは、アングッタラーパの項で検討した食物や金銀などが自然にわき出してくるメンダカ (Meṇḍaka) という居士の家族と螺髻梵志ケーニヤが登場する文脈の中に登場するものであり、2つめは美麗な鉢を産するという地名であり、3つめは十六大国の名前として上がるものであり、4つめはその他の記事の中に現れるものである。

[1-1] 1つめのメンダカとケーニヤが登場する文脈で現れるケースは次のような地名である。

蘇彌：『四分律』「菜鍵度」(大正 22 p.872 中)

修摩国：『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.191 上)

蘇摩国：『十誦律』「医薬法」(大正 23 p.191 中)

ただし修摩国は明本は「蘇摩国」とし、これに続く部分では蘇摩国とするから、この修摩は捨ててよいであろう。ともかくこれらは1つの地名の異称であることは明かである。

[1-2] 2つめの美麗な鉢を産するというケースは次の地名である。

蘇摩国：『四分律』「捨墮法 21」(大正 22 pp.621 下)、『四分律』「雑鍵度」(大正 22 p.952 下)、

『五分律』「雑法」(大正 22 p.169 下)

この場合には蘇摩という地名1つしか現れない。

[1-3] 3つめの十六大国として現れるケースは次のような地名である。

蘇摩国：『持斎経』(大正 01 p.772 中)、『人仙経』(大正 02 p.214 上) (1)

速摩国：『優旃夷墮舎迦経』(大正 01 p.912 下)

なお参考のために原始仏教聖典以外の文献も上げておく。

蘇摩国：『大方等大集経』巻 51 (大正 13 p.342 中)

また十六大国としてではないが、いくつかの国名が列記される中に含まれるものもある。

蘇摩国：『五分律』「菜法」(大正 22 p.149 下)

蘇彌国大聚落：『僧祇律』「尼薩耆波夜提 002」(大正 22 p.296 中)

(1) これには十六大国という言葉はないが、16の国を挙げる中に含まれている。

[1-4] 4つめのその他の記事の中に現れるケースは次の地名である。

修摩：『雑阿含』860 (大正 02 p.218 下)

芻摩国：『十誦律』「雑法」(大正 23 p.268 下)、『十誦律』「雑法」(大正 23 p.276 中)、『十誦律』「雑法」(大正 23 p.279 中)

蘇摩国：『十誦律』「毘尼序」(大正 23 p.462 上)

[2] まず比較的その所在がわかりやすい第1のケースを検討する。

その細かな内容は【補註 6】「アングッタラーパ」の項を参照されたいが、『四分律』は蘇彌については、「爾時世尊從毘舍離人間遊行與千二百五十比丘僧俱至蘇彌、從蘇彌至跋提城住」(大正 22 p.872 中)というのみである。ただしここから「蘇彌」が毘舍離(ヴェーサーリー)と跋提城の間にあったことがわかる。当該項においては、跋提城というのはバディヤ市(Bhaddiyanagara)のことであって、アングッタラーパと並んでアング国に属する都市であり、ガンジス河の北側にあったとしておいた。

これに対して『十誦律』は「佛在毘耶離隨所住竟著衣持鉢向蘇摩国遊行。此国有二城、一名婆提城、二名蜜城」(大正 23 p.191 上)とするから、バディヤ市は蘇摩国に属する都市であったとするわけである。しかしこの後に「諸外道聞、沙門瞿曇蘇摩国土遊行來向婆提城」(p.191 中)とし、「佛從是諸國遊行到婆提城」(p.191 下)とするから、位置関係は『四分律』に等しいといえることができるであろう。

ところで『四分律』は、この婆提城において釈尊が晏荼(メンダカ)居士の七日請を受けられたとするのみであるが、『十誦律』は民大(メンダカ)居士が金・銀・玻璃・紺瑠璃の床・鉢・盤をもって接待しようとしたが釈尊は受けられず、木盤銅盤を受けられ、鉄鉢と瓦鉢を受けられたとしている。ここには美麗な鉢の記事はないが、あるいは

これと関連するとも考えられる。

[3] 次に美しい鉢に関するケースを検討する。『四分律』『五分律』には次のように記されている。

『四分律』「雑度」(大正 22 p.952 下) : そのとき世尊は蘇摩国に在って人間を遊行された。時に信樂の陶師に対し、世尊は泥処を指さして指図された。「この処の土を取れ、是くの如く打を作せ、是くの如く晒燥せよ、是くの如く泥を作れ、是くの如く調せよ、是くの如く鉢を作れ、是の如く揩摩せよ、是の如く晒乾し已れば、大堅爐を作り、鉢を安んじて中に置き、蓋をもって上を覆い、泥にて塗れ。若しは佉羅陀木をもって、若しは棗木をもって、若しは尸睺婆木、阿摩勒木をもって、四辺に安んじてこれを焼け。彼はすなわち仏の教えるところの如く、次に随って作り、すなわち完成して、異貴好の蘇摩鉢をもって、諸比丘に与えようとした。諸比丘は是くの如き鉢を蓄えることは許されていないとして受け取らなかった。仏は蓄えることを許された。

『五分律』「雑法」(大正 22 pp.169 下) : 仏は蘇摩国におられた。自ら鉢杯(まだ焼きを入れない鉢の下地)を作り、陶師に焼かせた。陶師は多く作り、合わせて焼いて竈口を開き見ると、皆金鉢になっていた。陶師は王に金宝ありと詮索されることを怖れて、それらを土に埋めた。仏は再び焼かせたが、つぎは銀鉢になったので陶師はまた土に埋めた。……こんどは銅鉢になったが、色は閻浮樹のごとく青好であったので諸比丘に与えようとしたが、諸比丘は受け取らなかった。仏はこの鉢を受け取ることを許された。……時に優柯羅婆羅門に一女あり、常に白銅鉢を用いて食事をしていたが、出家してもなお先の器を用いていたので、諸居士が外道と分別がつかないと譏訶した。仏は外道の銅鉢を禁じられ、三種の鉢、鉄鉢・瓦鉢・蘇摩鉢を許された。時に毘舍離の諸の車離は栴檀鉢を薩遮尼毘子か世尊に与えようかと協議して多数決で世尊に与えることとなり、白石蜜・歡喜丸を盛り、世尊に布施したが、世尊は歡喜丸を受けて鉢を返された。諸の車離は協議して諸比丘にこれを与えようとしたが、諸比丘はこれを受け取らなかった。仏はこれを受けて破して香用とすることを許された。

とし、

『四分律』「捨墮法 21」(大正 22 p.621 下) : 摩訶迦葉は常にこの国の鉢を使用していた。阿難はこの国の貴価鉢を得て迦葉に与えようとしたが、不在のため与えられなかった。そこで釈尊に伺いを立て、不在より戻る 10 日の間、長鉢を蓄えることを許された。

とする。

このように蘇摩国は金色・銀色・銅色に輝く釉薬を塗って焼き上げた陶器製の鉢を産したものと考えられるが、残念ながらその所在を示唆するような記述はない。ただし前項で紹介した『四分律』で民大(メンダカ)居士が金・銀・玻璃・紺瑠璃の床・鉢・盤をもって接待しようとしたとする記述のなかの蘇摩国と同一の地域を指すのではなかろうか。表記も同じである。

なお‘*sumbhakapatta*’あるいは‘*sumbhaka pātra*’というという言葉がパーリ聖典あるいはサンスクリット文献としての *Mahāvastu* のなかに見いだされ、この「スンバカ鉢」というのがこの蘇摩と関連があるものとも考えられるが、これについては【補註 15】の *Sumbha* の項を参照されたい。あるいは蘇摩と関係があるものとも考えられるが、この「仏在処・説処一覧」としては、とりあえずは別の地名として処理するというのが結論である。

また現在のインドの陶磁器の産地は日本貿易振興機構(ジェトロ)の報告書によれば、「インドのセラミック製食器産業は、国の北部地域で既に確立したのが見られる。セラミック製食器産業は、ウッタルプラデシ州(クージャとガジヤバード)、ラジャスタン州、グジャラート州(モービ)に集中している。近くから原材料が簡単に入手でき、取引先市場も近接していることから、製造業がその地域で発達した」とするから、この地域は含まれていない。

なお古代の土器の出土品をも調査しなければならないが、残念ながら筆者はその手段を持たない。

[4] 十六大国などを上げる文献を、その他の十五国などを含めて紹介すると次のようになる。

『持斎經』(大正 01 p.772 中) : 若有十六大國。謂一者鶖迦。二者摩竭陀。三者迦尸。四者拘薩羅。五者拘樓。六者般闍羅。七者阿攝貝。八者阿和檀提。九者枝提。十者跋耆。十一者跋蹉。十二跋羅。十三蘇摩。十四蘇羅吒。十五唵尼。十六劍浮。此諸國中所有錢寶。金銀摩尼眞珠琉璃瓔珞伽碧玉珊瑚留邵鞞留鞞勒馬瑠璃蝸赤石旋珠。

『人仙經』(大正 02 p.214 上) : 我佛世尊先說所有諸方諸國及諸城隍。所謂毘識國。摩迦陀國。迦尸國。橋薩羅國。蜜嚩沙國。大力士國。奔拏國。蘇摩國。阿說迦國。嚩帝國。俱嚩國。半左國。嚩蹉國。西那國。夜嚩那國。甘謨惹國等。

『優陂夷墮舍迦經』(大正 01 p.912 下) : 天下有十六大國。一者名鶖迦。二者名摩竭。三者名迦夷。四者名拘薩羅。五者名鳩溜。六者名般闍茶。七者名阿波耶。八者名阿洹提淪。九者名脂提淪。十者名越祇淪。十一者名速摩。十二者名速賴吒。十三者名越蹉。十四者名末羅。十五者名淪匿。十六者名劍善提。是十六大國中珍寶物施與比丘僧。

『五分律』「藥法」(大正 22 p.149 下) : 時摩竭國、鶖伽國、迦夷國、拘薩羅國、跋耆國、滿羅國、蘇摩國、此諸國人聞佛出世有大威德弟子亦爾。皆來雲集毘舍離城。

『僧祇律』「尼薩者波夜提 002」(大正 22 p.296 中) : 六十家聚落界者。如釋迦梨國大聚落。蘇彌國大聚落。

摩頭羅國大聚落。巴連弗邑大聚落。是諸聚落各別起屋。

このようにここからも特別の情報を得ることはできないが、『持齋經』や『優波夷墮舍迦經』は十六大國を金銀瑠璃玻璃などの珍寶を産し、比丘サンガに寄進された国とするから、少なくとも蘇摩國、速摩國は前項の美麗な陶器製の鉢を産する蘇摩國を指すであろうことがわかる。

このような記述は『婆沙論』（大正 27 p.648 中）にも見いだされる。「若有成就此八近住律儀。十六大國所有珍寶。欲比其價十六分中不能及一。如是百分千分皆千分數分算分乃至郵波尼殺曇分亦不及一。十六大國者謂泐伽國、摩揭陀國、迦尸國、憍薩羅國、佛栗氏國、末羅國、奔唎羅國、蘇嚩摩國、頰濕縛迦國、頰飯底國、葉筏那國、劍跋闍國、俱盧國、般遮羅國、筏蹉國、戊洛西那國。此十六國豐諸珍寶故偏說之。諸珍寶者謂末尼眞珠、吠琉璃寶、螺貝璧玉珊瑚金銀、摸婆洛揭娑寶、頰濕摩揭娑寶、赤珠右旋寶等」という文章であり、このなかの蘇嚩摩國がこれにあたるであろう。

[5] その他の記事中に現れるケースは以下の通りである。

『雜阿含』860（大正 02 p.218 下）：世尊は舍衛國祇樹給孤獨園において夏安居を住され、衣を調べて遊行に出る準備をされていた。その時梨師達多と富蘭那という兄弟の長者がそれを知って、世尊と弟子たちが拘薩羅から伽尸、伽尸から摩羅、摩羅から摩竭陀、摩竭陀から殃伽、殃伽から修摩、修摩から分陀羅、分陀羅から迦陵伽に遊行に出られたら、何時また会えるかと悲しいと言ったので、六念を修習せよと説かれた。

『十誦律』「雜法」（大正 23 p.268 下）：私は芻摩國におられた。そのとき阿那律の共行弟子は口乾病を患った。醫師は阿摩勒を含めば口が癒されると教えた。私は口病のときは阿摩勒を含むことを許された。憍薩羅國に一住処があった。諸比丘は僧施果を得淨人より得ていまだ作淨しなかった。私は外皮を食すべし、子（種）を食すことなかれと言われた。

『十誦律』「雜法」（大正 23 p.276 中）：私は芻摩國におられた。そのとき大比丘僧とともに五陰法を説かれた。私が唵遍（くしゃみ）をされるや五百の比丘が一斉に「老寿」（長寿のおまじない）と言った。私は老寿と言うものは突吉羅とされた。

『十誦律』「雜法」（大正 23 p.279 中）：私は芻摩國におられたとき、五百の大衆と共会された。私は五百の比丘のために色・受・想・行・色の五陰法を説かれた。……（房舎中に安鉢処を作るべし）。

『十誦律』「毘尼序」（大正 23 p.462 上）：私は蘇摩國におられた。このとき長老阿那律比丘の弟子が病み、下葉を服し中後に心悶した。私は「熬稻華汁を与えよ」と言われた。それでも癒えなかった。「竹筍汁を与えよ」と言われた。それでも癒えず、「囊に米粥を盛り汁を絞って与えよ」と言われた。それでも癒えなかった。「屏処に率いて米粥を与えよ」と言われた。優波離は仏に、「結髮鷄尼耶梵志に八種漿を施すことを許されましたが、これに根湯・莖湯・葉湯・華湯・菓湯を合して飲むべきか否か」と尋ねた。私は「若し酸味がなく、食を雑えず、清にして濁らざれば飲むころを許す」とされた。

このうち最初の『雜阿含』860は SN.055-006 (vol. V p.348) がその相応經であって、内容もほぼ等しいが、釈尊の遊行の経路は Sāvattī-Malla-Vajji-Kāsi-Magadha とし、そこからまた順次に Sāvattī に戻るとしている。したがってここには殃伽、修摩、分陀羅、迦陵伽は含まれないし、それまでの経路の順序にも若干の相違がある。ところで『雜阿含』の分陀羅は不明であるが⁽¹⁾、迦陵伽は Ka-liṅga であろう。もしそうだとすればそれは今のアンドラ・プラデーシュ州のベンガル湾沿いにあったものと考えられている。またここに現れる修摩は殃伽との関係を見ても、メンダカ長者の文脈に現れる修摩であろう。したがってこの時の遊行経路（ただし計画段階）はコーサラからまずガンジス河畔のカーシへと南下し、そして北上してマツラに至り、そこからもう一度南下してガンジス河を渡ってマガダに至り、そこから東行してアンガに至り、そこで再びガンジス河を渡って北上して修摩に至り、分陀羅がどこかわからないが、あるいは東行してそこでまたガンジス河を渡り、南下して迦陵伽に至るものであったということになる。そうだとすればかなり不自然な経路であって、よほど SN.055-006の方が合理的であり、しかも殃伽以降は『雜阿含』にしか記述されないものであるから、後の付加ということになるであろう。

その他の資料には特別の情報に含まれていないが、最後の「毘尼序」はケーニヤ（結髮鷄尼耶梵志）が登場するし、蘇摩國という文字を使っているから、今まで考察してきた蘇摩國をさすと思われる。

しかしながら同じ『十誦律』でありながら、その他は「芻摩國」とするから、これは原音が異なっていた可能性もあり、「蘇摩國」とは別の土地をさすのかも知れない。

[6] ところで Mahābhārata に Suhma なる地名が現れる。水野弘元氏は「初期仏教の印度における流通分布について」（『仏教研究』「特輯・民族と仏教」仏教研究会編 大東出版社 昭和 19 年 2 月）p.009 において、これをもって「Suhma（修摩）、Puṇḍra（分陀羅）の名が Aṅga（鸯伽）、Vaṅga、Kaliṅga（迦陵伽）等と一緒に述べられている点からも、これらがアンガ以東の東印度の地方にあったであろう」とされている。Suhma に十六大國としてあげられる修摩という漢語を当たられているから、おそらくこの蘇摩と Suhma を同定されたものと考えられる。

ところで Mahābhārata のこの部分はインド亜大陸（Bhārata Varṣa）の多くの山脈や河、そして多くの国々を列挙する中の一部として含まれるもので、Suhma が含まれる部分を省略しないであげてみると、「ヴィデーハカ、マーガダ、スフマ、ヴィジャヤ、アンガ、ヴァンガ、カリンガ」とされている。ちなみにこれは京都大学の徳永宗男氏によってインターネット上にアップされたテキスト（0060100441）によったものであるが、ここには Puṇḍra は含まれて

いない。そしてこの箇所の冒頭部分を上村勝彦氏の訳によって紹介すると（『原典訳 マハーバーラタ』第6巻 筑摩学芸文庫 2002年11月 p.046）、「クルとパンチャーラ、シャルヴァ、マードレーヤ、ジャーングラ、シューラセーナ、カリंगा、ボーダ、マウカ、マツヤ、スクティー（またはスクティヤ）、サウバリヤ、クシタラ、カーシとコーシャラ、チェーデイとヴァツツァ、カルーシャ、ボージャ、シンドウとプリンダカ……」などとなっている。確かに地域別にまとめられているという感じもするが、必ずしもそれを法則としていないようにも見受けられる。

Suhma という語は、『バーガヴァタプラーナ』にも見いだされ、そこでは、

アンガ、ヴァンガ、カリंगाをはじめ、スフマ、ブンドラ、アーンドラと呼ばれる〔子供たちが〕ディールガタマス王の妻バリの胎に生まれた。（彼らは自身の名に因んで東方にそれぞれ建国した）
 aṅgavaṅgakalīṅgādyāḥ suhmapuṅḍraṅḍrasamjñitāḥ / jajñire dirghatamaso baleḥ kṣetre mahi-kṣitah//
 BhP_09.23.005 //

とされている。これによれば Suhma はインド亜大陸の東方にあったことはわかるが、これによっても今の蘇摩がこれに相応するという確証はえられない。

このように必ずしも Suhma が蘇摩に同定できるという確証は得られないので、ここではとりあえず、Suhma は蘇摩には相応しないということにしたおきたい。

[7] なお【補註15】Sumbha の項で述べるごとく、パーリの Vinaya には ‘sumbha-patta’ という用語が見られ、これが「蘇摩鉢」に相応する可能性も存する。しかし確証が得られないので、とりあえずは Sumbha はコーサラ国に含まれる国で、この蘇摩とは異なる地名として処理しておいた。しかしあくまでもこれは「仏在処・説処一覧」を作成するための便宜的な処理であって、さらにより詳しく調査する必要がある。

[8] 以上、漢訳の原始聖典に現れる蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩などの地名を検討してきた。そして食物や金銀などが自然にわき出してくるメンダカ (Meṇḍa-ka) という居士の家族と螺髻梵志ケーニヤが登場する文脈の中に登場するケースのものも、十六大国の名前として上げられるものも、すべて美しい鉢を産するという地名と同一であるとしてよいであろう。したがって「蘇彌」も「蘇摩」も「速摩」も「修摩」も同一原語の異音写語であることができる。そしてその用例は「蘇摩」がもっとも多いから、今後の記述はこれに代表させたい。なおこの原語はサンスクリットの Suhma であるとも考えられ、またパーリ語では Sumbha に相当する可能性もあるが、とりあえずここでは、これらは蘇摩の原語ではないとしておきたい。

ただしその他の記事中に現れる「芻摩」は、この「蘇摩」にアイデンティファイする根拠を見いだすことができないから、あるいは原音を異にする場所を指すのかも知れないが、今は「仏在処説処一覧」を処理するために、とりあえず同一の場所として扱っておきたい。

[9] それではこの「蘇摩」はどれくらいの規模の地域であったのであろうか。十六大国の中に上げられ、『十誦律』がこの蘇摩国には婆提城と蜜城という2つの都市があったというなら、「国」の名であったということになるであろう。

そしてこの国は、メンダカ長者やケーニヤ螺髻梵志のエピソードに語られるように、ヴェーサーリーとアングッタラーバの間にあったのであろう。すなわちヴェーサーリーの東、ガンジス河の北側にあったということになる。おそらくアングッタラーバの項に記したごとく、マハーニ河の流域にあったのではなかろうか。現在の Majhaul 河の中・下流域の、ちょうどヴェーサーリーの東に Samastipur というディストリクトがあるが、音から見ると近いけれども偶然であろうか。そしてこの Samastipur というディストリクトの西南端のガンジス河沿岸には現在 Chechar という村があって、Patna 博物館の Dr. O. P. Pandey 氏によると、ガンジス河に沿って約3キロにわたって、AD 7、8世紀のパーラ王朝期のものと考えられる遺跡が発見されたという。蘇摩国の版図はこのあたりまで伸びていたのかも知れない。ここは Rajgir, Nalanda からまっすぐ北進する道路がガンジス河に突き当たる Bakh-tiyapur の対岸にあたる。

[10] ところでなぜこの蘇摩国がパーリ聖典やアツカターに知られないのであろうか。もっとも Suhma がこの蘇摩にアイデンティファイできるとするならば Mahābhārata には知られるわけであるが、しかしこれもパーリの原始仏教聖典よりは新しい情報であるといってよいであろう。そうだとするならば、アングッタラーバの項に書いたごとく、おそらくパ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された時には「蘇摩」なる国は存在せず、パッディヤ市はアングッタラーバ市と同様にアンガ国に属していたのではないであろうか。しかしそれ以降にパッディヤを含む地域は発展して、パッディヤはアンガから独立して「蘇摩国」となったものと考えられる。

この地方では金や銀に見まがうがごとく、きれいに釉薬が施された陶器というよりも磁器が生産されるようになったが、それもパ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された以降のことであったから、パーリ聖典には知られなかった。それでもアツカターには知られてしかるべきであるが、何しろ比較的未開の地域で、しかも北インドであったために、知られなかったのであろう。

[11] 以上で蘇摩国の検討を終わることとするが、ここに関連する地名の「仏在処説処一覧」の処理を確認しておきたい。

- (1) 「蘇摩国」は独立した国として扱うことにするが、パ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された以降に独立したものと考えて、この中には漢訳聖典の蘇摩、修摩、芻摩、蘇彌、速摩資料のみを収める。

補 註

(2) 後にはこの「蘇摩国」のなかにバツディヤ市が含まれるようになるが、パ・漢に共通する原始仏教聖典が編集された時代にはこの国は存在しなかったものと考えて、パ・漢のバツディヤ資料はアンガ国の都市として処理する。

※本稿は中島克久が収集したデータを、森が整理して原稿化したものである。

(森 章司)